



入居者様の安心で快適な暮らしをサポート

ESLINQ リンクサポート

= 30 分以内の作業を無料で対応 =
(部品交換が発生する場合や 30 分以上の作業は有料)



水漏れなどのトラブル

水漏れなど、お住いのトラブルにも迅速に対応。



損害補償

想定外の事故に備えて、損害保険を付帯。



安否確認

保証人様からの依頼により安否確認をします。



カギの紛失

玄関のカギを無くされた際は、解錠や交換に対応。



お引越し

弊社の提携引越し業者を特別価格でご紹介。



事務手数料 0円

契約更新時の事務手数料が無料。



ESLINQ 〒525-0059 滋賀県草津市野路 7 丁目 20 番 17 号

株式会社エスリンク tel : 077-599-1334 / fax : 077-599-1335 / mail : info@eslinq.co.jp

LINQ サポート会員規約

第 1 条(会員の定義)

1.会員とは、建物賃貸借契約手続き後、当社が定めるサービス加入申込手続きを完了し、当社が加入を認めた者をいいます。

第 2 条(規約)

1.この規約は、株式会社 ESLINQ(以下当社という)が提供する「LINQ サポート」(以下当サービスという)を会員が利用するにあたって適用されます。会員は、加入した時点でこの規約の内容を承諾しているものとみなします。
2.当社は運営上必要と判断した場合、この規約を変更出来るものとし、この場合の当サービスの利用条件は、変更後の規約によります。尚、変更の際は通知いたします。

第 3 条(サービスの対象)

1.当サービスは、会員本人のみが利用出来るものとし第三者に譲渡、売買、および質権の設定、その他の担保に提供する等の行為は出来ません。但し、安否確認サービスは会員が指定した者 1 名も利用することができます。なお、当サービスを利用する際は、本人確認のため身分証の提示が必要です。
2.上記会員が指定した者から、安否確認の依頼があり会員と連絡が取れない場合、会員の許可なくして当社従業員が会員住居に入室し安否を確認することが出来ます。

第 4 条(サービス内容)

当社は会員に対し以下のサービスを提供します。但し、特殊構造、30 分以上の作業、部品代は別途有償となります。

- ①契約物件の鍵紛失、無料交換(1 回のみ)。
- ②安否確認サービス(年 1 回のみ)。
- ③弊社管理物件住み替えサービス(仲介手数料無料)。
- ④漏水トラブルサービス
※鍵の交換作業・安否確認サービスについては営業日(当社休業日を除く)の AM9:30～PM5:30 とさせていただきます。

第 5 条(損害補償サービス)

1.この損害補償サービスは万一の事故(火災による家財損失等)や賠償責任(不注意による失火等)に備え、当社が、借家人賠償保険が付帯された損害保険を付帯し、会員は保険料相当額(補償付帯費)を負担するものです。
2.前項の損害保険の概要は下記の通りであり、会員を被保険者とし、当社が保険契約者としてジャパン少額短期会社と保険契約を締結します。
3.補償期間の適用は第 7 条の規定により、賃貸借契約の開始日より賃貸借契約の終了日までとなります。但し、当契約が終了になった時、もしくは賃貸借物件の使用用途が住居用以外になったときは当サービスを終了します。

<記載事項>

本保険による補償範囲及び補償額:別紙の通り
保険会社と商品:ジャパン少額短期保険 新すまい ROOM 保険
取扱代理店:株式会社 ESLINQ

保険期間:本会会員有効期限に同じ

※賃貸借契約締結時に、会員が同一の所在地(入居戸室)を対象とした他の保険契約を適用している場合、当サービスの適用をいたしませんのでお申し出下さい。お申し出のない場合は当サービスを適用させるものとします。

第 6 条(会費)

1. 会員は所定の会費(月額 1,500 円消費税別途)当社に支払うものとします。支払方法および支払期限は賃貸借契約物件の賃料支払に準ずるものとします。会員が毎月支払うべき会費を期日までに支払わなかった場合、会員は当サービスを受けることが出来ません。
2 支払い済みの会費は、退会、加入資格の取消、その他理由の如何を問わず、返金いたしません。また、建物明け渡し月の日割計算は致しません。なお、入会期間中に諸物価の高騰、公租公課の増額等により会費を増額することがあります。また、消費税率が改定された際は改定日よりその税率に従い会社を変更いたします。

第 7 条(有効期限)

1.当サービスの有効期限は、賃貸付契約開始日から契約終了日とします。

第 8 条(変更届)

1.会員は届出内容(氏名・連絡先等)に変更があった場合は、速やかに当社へ届け出るものとします。
2.前項届出が無かったことで会員が一部サービスを受けられない等、不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。

第 9 条(退会)

1.会員が、当社管理物件に関する賃貸借契約を終了した時点、及び会費を 2 ヶ月以上支払わない場合は、当社は会員に通知することなく、退会手続きを取れるものとします。
2.会員の賃貸借契約する物件において、当社が管理会社としての地位を外れた場合、会員はその月の末日をもって自動的に退会するものとします。

第 10 条(会員資格の取消)

1.会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知することなく、会員資格の取消を行うことが出来るものとします。なお、会員が会員資格を取り消された場合、当社の指定する内容の住宅総合保険に加入しなければなりません。
①加入時に虚偽の申告をした場合。
②本規約のいずれかに違反した場合。
③その他、当社が会員として不適格と判断した場合。

第 11 条(クーリングオフ)

1.個人が契約された場合、ご契約のお申し込み後であっても次の通りご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除(クーリングオフ)を行うことが出来ます。
①ご契約をお申し込みいただいた日、もしくはクーリングオフに関する説明書を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて 8 日以内であれば、クーリングオフを行うことが出来ます。
②クーリングオフされる場合は、上記期間内(8 日以内) この消印有効)に当社へ必ず郵送にてご通知下さい。
③クーリングオフされた場合には、すでに支払い済みの会費は速やかに申込人に返金いたします。
④なお、次の事由による契約はクーリングオフ出来ません。
○マンション入居に際し「LINQ サポート」が加入条件の場合。
○当社の事業所等で申し込みされた場合。
○法人または社、財団、個人事業主が契約締結した場合。
○営業または事業の為のご契約の場合。

第 12 条(個人情報の共同利用)

1.当社、損害保険会社(AIU 保険会社、提携会社は当サービスに適正に運営する為、お客様の個人データ(住所、氏名、電話番号等)を共同利用致します。なお、お客様の個人データは当社が責任をもって管理いたします。

第 13 条(免責)

1.当社は当サービスの利用により発生した会員の損害(他社との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます)及びサービスを利用出来なかったことにより発生した会員または他社の損害に対し、故意及び重過失が無い限り、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。
2.当サービスから提供した情報は、会員がトラブルを解決する為の手段であり会員に強制するものではないとともに、情報の利用についての責任は加入者本人に帰属するものとします。
3.修理内容、トラブル、相談内容によっては、受付は出来ませんが即日対応できない場合があります。
4.当社が、状況その他やむを得ない理由により当サービスの提供をお断りする場合があります。